

生駒市電気自動車等シェアリング事業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素先行地域（以下「先行地域」という。）内で2030年度における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成等に向けて取組を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日 環政計発第2510141号、その後の改正を含む。以下「国要綱」という。）及び生駒市補助金等交付規則（平成20年10月15日生駒市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる用語の意義は、国要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）において対象として規定する地域及び施設群
- (2) 民間施設 先行地域のうち公共施設及び自治会集会所を除く施設群
- (3) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車
- (4) 充放電設備等 充放電設備及び充電設備
- (5) カーシェア事業 民間施設を拠点とし、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しする事業
- (6) リース契約 補助対象設備の貸主が、当該補助対象設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該補助対象設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該補助対象設備の使用料を貸主に支払う契約

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間施設で事業を行う者
- (2) 前号に該当する者との間で補助対象設備の貸主としてリース契約を締結する者（以下「リース事業者」という。）

(補助対象設備)

第4条 補助の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、補助対象者が導入する次の各号に定めるものであって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年3月10日 環政計発第2503102号、その後の改正を含む。以下「国要領」という。）の別紙1（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象となる事業（脱炭素先行地域づくり事業））（以下「別紙1」という。）に規定する要件を

満たすものとする。

- (1) カーシェア事業の用に供する電気自動車等
 - (2) 充放電設備等
- (再生可能エネルギー電気の利用)

第5条 前条の補助対象設備は、次の各号のとおり、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）由来の電気を利用して運用すること。

- (1) 電気自動車等は、拠点となる民間施設において、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）と接続して充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。
- (2) 充放電設備等は、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されていること。ただし、補助対象となる電気自動車等の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工事費及び車両費とし、その内容は、国要領の別表第1又は別表第2に定めるものとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助対象事業に係る補助金の額は、国要領の別紙1に定めるところによる。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、この要綱に基づく補助金以外の補助金を得て補助対象設備を設置しようとする場合又は設置した場合は、この要綱に基づく補助金の対象外とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請にあたっては、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる書類を添えて、当該年度の1月15日までに市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第4号に基づく補助金交付の条件として、補助対象者に求める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に規定する交付申請をする日において市税等を滞納していないこと
- (2) 規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと

- (3) 交付申請日の属する年度で、かつ第10条に基づく交付決定を受けた日以後に事業着手すること
(交付の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査して交付の可否を決定し、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金交付決定通知書（様式第6号）又は生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査に際し必要があると認めるときは、補助対象者に対し必要な報告又は書類の提出を求め、及び現地調査を行う等により、調査を行うことができる。この場合において、補助対象者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する交付の決定において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更等の承認）

第11条 前条の規定による交付決定を受けた補助対象者は、補助対象事業の計画を変更又は中止しようとするときは、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金事業計画変更（中止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときはその内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、その結果について生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金事業計画変更（中止）承認・不承認通知書（様式第9号）により、補助対象者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更若しくは取り消し、又は条件を付すことができる。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金事業実績報告書（様式第10号）（以下「実績報告書」という。）に、別表第2に掲げる書類を添えて、交付申請日の属する年度の2月15日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告書を受理した場合において、その内容を審査して適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金交付額確定通知書（様式第14号）により補助対象者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査において必要があると認めるときは、補助対象者に

対し必要な報告又は書類の提出を求め、及び現地調査を行う等により、調査を行うことができる。この場合において、補助対象者は当該調査に協力しなければならない。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助対象者は、速やかに生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、交付申請日の属する年度の3月10日までに行わなければならぬ。
- 3 市長は、前2項の請求書を受け付けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、第10条第1項に規定する交付の決定又は第13条第1項に規定する補助金の額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
 - (4) 天災地変その他交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続することができなくなったとき。
 - (5) 第9条各号に該当しなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金交付決定（額の確定）取消通知書（様式第16号）により補助対象者へ通知し、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(状況報告等)

第16条 市長は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助対象者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(財産の処分の制限等)

第17条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、市長の承認を受けないで、処分（補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することをいう。以下同じ。）してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではな

い。

(1) 法定耐用年数を経過した場合

(2) リースに係る契約終了後に、補助対象者から当該契約により借主に所有権が移転する場合

2 補助対象者は、前項の承認を受けようとするときは、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金取得設備等処分承認申請書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金取得設備等処分承認通知書（様式第18号）により、補助対象者へ通知するものとする。

4 市長は、第1項ただし書の場合を除き、前2項による市長の承認を受けることなく取得財産の処分があったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備等）

第18条 補助対象者は、補助対象経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を、第13条に定める補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、前項の帳簿及び書類について必要があると認められる場合は、補助対象者に提出を求め、説明を求めることができる。その場合、補助対象者は遅滞なく協力しなければならない。

（使用実績の報告）

第19条 第4条に掲げる補助対象設備のうち第1号に係る補助金の交付を受けた補助対象者は、事業完了日の属する年度の翌々年度の7月31日までに、生駒市電気自動車等シェアリング事業補助金使用実績報告書（様式第19号）を提出しなければならない。

2 市長は、補助対象者が前項の報告を実施しない場合並びに使用実績や国要領の基準を満たさず、かつ、市長が運用改善を促しても改善が見込まれない場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月2日から施行し、令和10年3月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る第15条から第19条までの規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第8条関係）

補助対象設備	提出書類
電気自動車等	チェックリスト（補助金申請時）（様式第2号）
	生駒市電気自動車等シェアリング事業計画書（様式第3号）
	誓約書（様式第4号）
	見積書及び見積内訳書の写し
	補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ・仕様書等）
	カーシェア事業実施計画書（様式第5号）
	その他市長が必要と認める書類
充放電設備等	チェックリスト（補助金申請時）（様式第2号）
	生駒市電気自動車等シェアリング事業計画書（様式第3号）
	誓約書（様式第4号）
	見積書及び見積内訳書の写し
	補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ・仕様書等）
	補助対象設備を設置する前の状況がわかるカラー写真
	その他市長が必要と認める書類

別表第2（第12条関係）

補助対象設備	提出書類
電気自動車等	チェックリスト（実績報告時）（様式第11号）
	生駒市電気自動車等シェアリング事業実績書（様式第12号）
	カーシェア事業実施計画書（様式第5号）
	※交付申請時から変更がある場合
	補助対象設備の導入状況を示すカラー写真
	自動車検査証の写し
	領収書の写し
	車体価格が確認できる書類の写し（注文書、経費内訳書等）
	補助対象設備の仕様がわかる書類（カタログ・仕様書等）
	※交付申請時から変更がある場合
	（再エネ発電設備を設置した場合）
	拠点となる民間施設に設置した再エネ発電設備の設備容量が確認できる書類

	(再エネ発電設備を設置できない場合、又は再エネ発電設備だけで想定年間電力量を賄うことができない場合) 再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューから電力調達していることを証明できる書類
	(リースの場合) 補助対象設備に係るリース契約書
	(リースの場合) リース料金から補助金額相当分が控除されていることの確認書 (様式第13号)
	その他市長が必要と認める書類
充放電設備等	チェックリスト(実績報告時)(様式第11号) 生駒市電気自動車等シェアリング事業実績書(様式第12号) 補助対象設備の導入状況を示すカラー写真 契約書、注文書等の写し 領収書の写し 導入費の内訳が確認できる書類の写し(注文書、経費内訳書等) 製品保証書の写し 補助対象設備の仕様がわかる書類(カタログ・仕様書等) ※交付申請時から変更がある場合
	(リースの場合) 補助対象設備に係るリース契約書の写し
	(リースの場合) リース料金から補助金額相当分が控除されていることの確認書 (様式第13号)
	(充放電設備等のみを導入する場合) 民間施設に設置した再エネ発電設備の製品保証書
	その他市長が必要と認める書類